

川口市被保護者健康管理支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、川口市被保護者健康管理支援事業業務について、レセプト等データ分析や糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導等を行う上で、高度な専門性や技術力、豊富な経験を有する必要があることから、委託する事業者をプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 川口市被保護者健康管理支援事業
- (2) 履行場所 保健指導面談：委託者相談室、受託者が定める場所
保健指導面談以外：受託者の事務所
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙川口市被保護者健康管理支援事業業務委託仕様書のとおり

3 実施形式 公募型

4 見積限度額 7,196,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 令和7年1月31日（金）
- (2) 質問受付期間 令和7年1月31日（金）
～令和7年2月6日（木）
- (3) 質問回答期間 令和7年2月3日（月）
～令和7年2月7日（金）
- (4) 応募書類提出期限 令和7年2月13日（木）
- (5) プレゼンテーション 令和7年2月21日（金）
- (6) 選定結果通知日 令和7年3月上旬

6 参加資格

次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 令和5・6年度及び令和7・8年度物品入札（見積）参加資格者名簿に登載（登録申請が完了）されていること。（同名簿に登録されていない者が優先交渉権者となった場合は、随意契約の交渉の際に別途の調査を行う。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。

- ※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

7. 事前説明会

本募集にあたり、事前の説明会は実施しない。

8. 応募方法

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

(1) 応募書類の配布

ア 配布期間 令和7年1月31日（金）～令和7年2月13日（木）

イ 配布方法 市ホームページに掲載

(2) 応募書類の提出

ア 受付期間 令和7年1月31日（金）8時30分

～令和7年2月13日（木）17時15分

（時間厳守、郵送の場合必着） 期間外の提出は受け付けない。

イ 提出方法 持参又は郵送

・持参の場合は、平日の8時30分から17時15分までとし、事前に連絡すること。

・郵送の場合は、令和7年2月13日（木）必着とする。

<持参先住所>

〒332-0032

埼玉県川口市中青木1-5-1

川口市役所 第二庁舎 2階

生活福祉1課 適正化推進係 医療担当

<郵送先住所>

〒332-8601

埼玉県川口市青木2-1-1

川口市役所 生活福祉1課 適正化推進係 医療担当

ウ 応募書類

No	書類	部数
1	プロポーザル参加申込書	正本1部
2	見積書 ※消費税を除いた金額	
3	業務運営に関する提案書 (事業全体の実施方針、実施計画、実施体制等)	正本1部、副本5部 (正本は原本、副本は写し)
4	被保護者健康管理支援事業に関する実績を証する資料	
5	安全管理マニュアル及び個人情報保護対策に関する資料	
6	事業者の規模(資本金、従業員数、営業年数等)、概要が分かる資料	正本1部
7	財務状況が分かる資料(最新のもの)	

※応募書類作成上の留意点

- ・1～2については市の書式、3～7については、任意の書式で作成すること。
- ・応募書類について

【正本】(1部)は、1～7の書類を綴る。表紙及び背表紙に団体名を表示する。

【副本】(5部)は、3～5の書類を綴る。(ただし、副本は書中の団体名を伏せ、表紙及び背表紙に団体名の表示は不要とする)

全てA4版で作成し、縦型に左綴じとし、右端にインデックスシールを添付後、フラットファイルに綴る。

9 質問回答

- (1) 質問方法
 - ・担当課メールアドレスへメールで送付
 - 電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書送付先
 - ・メールアドレス: 083.01510@city.kawaguchi.lg.jp

- (3) 質問受付期間 令和7年1月31日(金)～令和7年2月6日(木)
- (4) 質問回答期間 令和7年2月3日(月)～令和7年2月7日(金)
- (5) 回答方法 ・参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知

10 プレゼンテーション

- (1) 日時 令和7年2月21日(金)(時間は別途通知)
- (2) 場所 川口市役所第二庁舎 地階 第2会議室
- (3) 持ち時間 説明20分、質疑応答10分の計30分程度とする。
- (4) その他
 - ・プレゼンテーションに関する詳細は応募書類受付後メールにて連絡する。
 - ・プレゼンテーション開始までに会場に到着していない場合でも、時間の変更は行わない。
 - ・パソコンを使用する場合は応募時に申し出ること。

11 選定基準

別紙選定基準のとおり

12 選定方法

- (1) 選定基準に基づき、提案書、プレゼンテーション等の選定により行う。
- (2) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、見積書に記載の金額の低い者を契約の相手方の候補者とする。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格(選定対象からの除外)とするともに、その参加申込書及び提案書を無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - ウ プレゼンテーションに参加しなかった者
 - エ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
 - オ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

1 3 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、すべての応募者に対して書面で通知する。
また、優先交渉権以外の応募者の名称を伏せた形で得点と共に、市ホームページに掲載する。（ただし、選定の経緯や内容については公表しない。）
なお、選定結果に対する質疑や異議申し立ては受け付けない。

1 4 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めない。

1 5 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じて、適正な管理を行うものとする。
- (4) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則による。

1 6 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとする。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。
- (5) 本件に係る契約は、令和7年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1 7 問合せ先

川口市福祉部生活福祉1課適正化推進係 医療担当

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1-5-1

電話 048-259-9036

FAX 048-257-6600

メールアドレス 083.01510@city.kawaguchi.lg.jp